



令和元年度
(2019年度)



安全活動報告



坂口建設株式会社 安全管理室

目次

1. 2019 (R元) 年度 坂口建設(株) 安全活動報告
2. 2019 (R元) 年度 坂口建設(株) 安全成績
3. 2019 (R元) 年度 店社安全パトロール 指摘の傾向
// // の指摘項目別割合と主な内容
4. 2019 (R元) 年度 坂口建設(株)安全衛生管理計画 実施報告
5. 2020 (R2) 年度 坂口建設(株)安全衛生管理計画



—資料—

1. 2019 (R元) 年労働災害発生状況 (2019年1月~12月 確定値)
2. 宮崎県内 2019年建設業関係労災発生状況 (確定値)
3. 建設業での労働災害発生傾向
 - ①2019年災害型別
 - ②起因物別
 - ③年代別
 - ④エイジフレンドリーな労働環境整備について
4. 令和2年1月から5月までの県内建設業労災発生状況 (速報値)



1. 2019 (R元) 年度 坂口建設(株) 安全活動報告

実施頻度	実施時期	安全活動種類	安全活動内容	2019年 結果
毎週	月曜日	週礼	<ul style="list-style-type: none"> ・社長訓話（週間労働安全衛生） ・各業務連絡事項 等 	毎週実施
毎月	1日	安全朝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・社長訓話（月間労働安全衛生） ・各業務連絡事項 等 	毎月実施
		安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前月各現場施工状況の説明、今月施工予定・問題点等の発表 ・前月店社パトロール指摘 改善結果発表 ・現場連絡・確認事項 等 	毎月実施
	第2週	現場安全教育 基本資料の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・安全関係法令の改正、災害事例などの情報を周知（現場安全教育資料の質の均一化、現場担当者の資料準備の負担軽減を目的に実施） 	毎月実施
	第3週	店社安全パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現場安全活動状況の確認、指摘（毎月実施） 	毎月実施
	随時		（現場）パトロール指摘事項の改善実施	指摘の都度
	5日以内		（現場） // 改善報告書の提出	翌月安全委員会 で発表
年1回	7月 『全国安全週間』 前後	坂口建設(株)安全大会	<ul style="list-style-type: none"> ・当社及び協力会社社員に向けて、当社安全目標達成への決意を表明。体制強化の協力要請。（系列（株）三共と共同開催） 	2019.07.13 （金）実施
年間 全国運動	6月	全国安全週間 準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・安全大会開催準備 ・全国運動ポスター・のぼりの配布 現場での掲示 ・現場安全活動計画策定、提出、実施 	実施
	7月	全国安全週間	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全週間」を迎えて、社長メッセージの発表 （現場）全国運動期間中 現場活動の実施 （現場）活動報告書の提出 	実施
	9月	全国労働衛生週間 準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・社長メッセージの発表 ・社長現場パトロールの実施 ・全国運動 ポスター・のぼりの配布 現場での掲示 	実施
	10月	全国労働衛生週間	<ul style="list-style-type: none"> （現場）全国運動期間中 現場活動の実施 （現場）活動報告書の提出 	実施
	12月	年末年始労働災害防止強調期間	<ul style="list-style-type: none"> ・全国運動 ポスター・のぼりの配布 現場での掲示 	実施
	3月	建設業年度末災害防止月間	<ul style="list-style-type: none"> ・全国運動 ポスター・のぼりの配布 現場での掲示 	実施

2. 2019（R元）年度 坂口建設(株) 安全成績

事故・災害種類	発生件数	事故・災害の状況
・死傷災害発生	0件	
内、死亡災害	0件	
内、休業災害	0件	
・不休災害発生	0件	
・その他の事故・災害発生	1件	 <p>BH横転事故（物損ヒヤリハット） R02.02.22 AM11:00頃 残土処理（掘削か所へ持ち込まれた軟弱土に砂利を被せてから整地する作業手順）作業中、BHを軟弱土の上に直接乗り入れしたために、バランスが崩れて横転させた。 （この際にBHの側面が法面と接触して損傷した～オペレーターにケガ等無し）</p>

協力会社の皆さま方には、日頃より弊社現場の安全活動に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

残念ながら、2019年度は大型重機の横転（物損）事故が1件ありました。

当該事故は、基本的な安全ルールが守られずに起きた事故です。
 大型重機の操作にあたっては、安全の基本を遵守することは勿論、一步間違えると大きな事故につながる可能性が非常に高い機械を動かしているということ。また、より高い安全意識を持って臨まなければならない業務であることを片時も忘れないでいることが非常に大事だと思います。
 当事者（オペレーター）はキャリア30年のベテランということでした。今回の事故について、既に猛省してもらっていると思いますが、操作者としての心構えに慣れや過信などから来るゆるみなどが無かったかを真剣に顧みた時に、初めて「重機の損傷だけで済んで、本当に良かった」と思えてくるのではないのでしょうか。

3. 2019（R元）年度 店社安全パトロール指摘の傾向

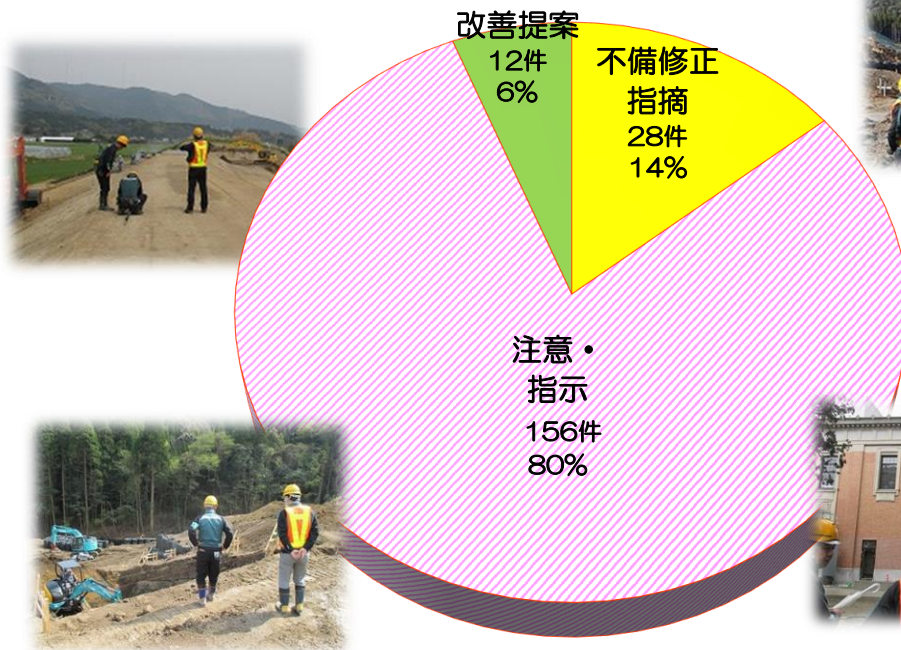
店社安全パトロールの指摘区分

- 【是 正】 重大な不備・不安全状態等を速やかに修正し、再発防止まで求める指摘
- 【修 正】 不備・不安全状態等を適正な状態に修正することを求める指摘
- 【注意・指示】 将来的に不備・不安全状態になることを防ぐために行う指摘
- 【提 案】 適正・安全な状態をより確実に、または強化するために行う指摘

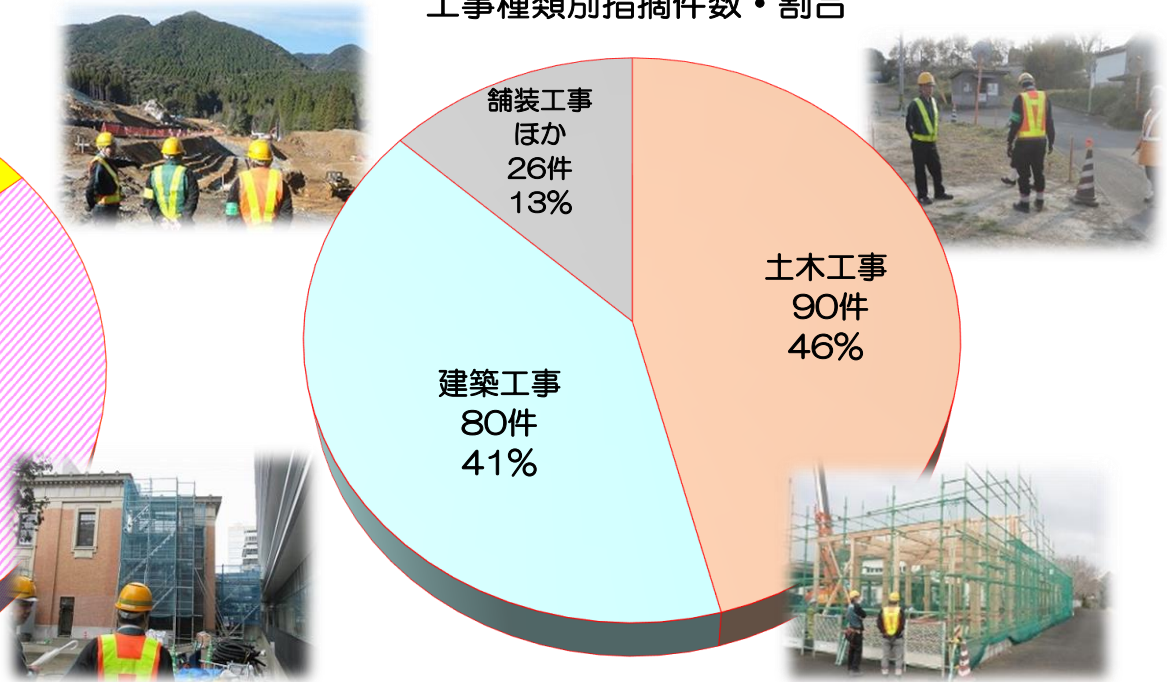


・ R元.06～R02.05までの指摘総数は、196件。
 ・ 是正処置を求めるような重大な指摘はありませんでした。

指摘区分別件数・割合



工事種類別指摘件数・割合



2019（R元）年度 店社安全パトロール 主な指摘内容

指摘区分	指摘数	主な指摘内容	
公衆災害・ トラブル防止	34	1.作業区画内立入禁止措置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・居ながら作業では第三者災害を防止するため、作業区画・安全通路を明確に区分する。 ・作業終了後は、作業区画内への第三者立入禁止措置を確実に実施する。 など
		2.歩行者安全通路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の無い公道に接する現場では、使用する資機材、構造物等との接触による負傷・転倒等の事故が起きないように、歩行者の安全通路を確保する。 など
		3.工事車両の公道での事故・トラブル防止	<ul style="list-style-type: none"> ・公道での交通法規の遵守、地元・一般車両を優先した思いやり運転を実施。 ・傾斜した場所に工事車両を止める場合は、車両に止り止めを確実にして逸走を防止する。 など
		4.道路規制工事での注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・道路解放前には、資機材の片付け忘れが無いように路上の確認を徹底する。 ・施工区画内から場外へモノ・人等のハミ出しによる接触事故を防止する。 など
熱中症予防ほか 安全衛生関係	26	1.熱中症予防	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の暑さ指数（WBGT値）を確認して熱中症発症リスクに応じた予防対策を行う。 ・こまめな水分補給・小休止の積極的取得、作業員の体調変化についての監視・確認を徹底する。 など
		2.保護員の着用徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・作業内容に応じて適切な保護員の使用を徹底する。 など
		3.化学物質リスクアセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質含有材料のリスク（有害性・環境への影響等）を理解した上での使用を徹底する。 など
安全点検・安全教育 の徹底	24	1.始業前点検	<ul style="list-style-type: none"> ・地山、掘削箇所、法肩などの始業前点検を確実に実施し、作業場所の安全を確認して作業を開始する。 ・立杭内は酸欠の可能性があるため、作業開始前には内部の酸素濃度の確認を確実に行う。 など
		2.混在作業時の作業間調整	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの業者が混在する現場では、作業間調整を確実に実施し、作業員全員に安全情報を共有させる。など
		3.緊急連絡先の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所と現場(施工場所)が離れている場合、緊急連絡先は施工場所にも掲示する。 など
墜落・転落・転倒等 災害防止	20	1.不安全箇所からの墜落・転落防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降用梯子は、転移しないように固定する。上部突き出しを十分（60cm以上）確保して使用する。 ・脚立足場として渡した道板は、端部を固定して使用させる。 など
		2.作業安全通路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・躓き・転倒の原因になるので、電動工具・コード類は階段通路そばに置かず、通路を確保する。 ・作業で足場通路の手摺を取外した場合、関係者はその場を離れる前や作業終了後は確実に復旧する。など
安全表示・安全書類の 整備	17	1.安全掲示物の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全看板、標識等は、その掲示目的（機能）を果たしているか状態確認をし、歪み等があれば修正する。 ・足場最大積載荷重表示、各種作業主任者表示等を適切に掲示する。 など
		2.施工体制台帳等安全書類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の在留資格（1号特定技能資格が追加された）確認を徹底する（新規入場教育時等） ・各業者の現場入場前までに、安全書類（施工体制台帳、作業員名簿等）の提出・確認を済ませる。 など
重機災害防止	15	1.重機等近接作業時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・重機同士、重機と人の接触事故防止のため、合図の統一・確認の徹底を図る。 ・重機・クレーンの作業半径内・吊荷下への立入禁止措置を徹底する。 など
		2.重機を休止する時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・重機を休止させ、運転席を離れるときは、キーを抜き取り保管する。 など
飛来・落下事故防止	13	1.上下作業の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜地や複数階で同時作業を行う場合、重機同士、重機と人等が上下重なって作業することを禁止する。 ・複数の業者が混在して作業する場合、上下作業とならないよう作業間調整をしっかりと行う。 など
		2.吊具の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛けワイヤー、チェーン等の吊具の点検を確実に実施する。 ・点検色の無い吊具の使用禁止を徹底する。 など
その他	47	1.住民とのコミュニケーション維持	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民への工事情報の事前周知、丁寧な挨拶を徹底し、工事への理解・協力を取り付ける。 など
		2.架空線接触・切断事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線・上部構造物のある場所でダンプアップする時は監視人を立てる。 ・活線近接作業では、切断・損傷・感電事故防止のため防護カバーを取り付ける。 など
		3.その他（整理整頓 ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・不要資材等は速やかに撤去して、資材の損傷・躓き転倒防止、作業スペースの確保を図る。 など

4. 令和元年度 (R01.06.01~R02.05.31) 坂口建設(株) 店社安全衛生管理計画 実施報告書

承認	社長 安全衛生推進者	安全衛生推進者/ 土木工事 担当責任者	安全衛生推進者/ 土木工事 担当責任者	安全衛生推進者/ 建築工事 担当責任者
				

策定日 令和02年 6月 1日
改訂年月日 年 月 日

作成者 

- 基本方針**
- 安全法令、現場の基本ルール等の遵守徹底を図り、ヒューマンエラーによる三大災害(墜落・転落、重機、崩壊・倒壊)及び第三者災害の発生“ゼロ”を目指します。
 - リスク評価や安全対策など安全に関する知識や技術の向上を図るとともに、協力会社とのコミュニケーションを更に強化しながら、協働して安全で快適な職場環境の構築に努めます。
 - 交通法規・運転マナーを守り、「ゆとり運転」「予測運転」を実践する地域の模範となる運転を心掛けて、交通違反・事故“ゼロ”を目指します。
 - 全ての業務において『先ず! 確認』を実践します。

役職名	氏名
安全衛生推進者 代表取締役	松岡 重孝
雇用管理責任者	〃
土木工事担当責任者	総括本部長 中山 雄二
〃	土木グループ長 加木 信作
建築工事担当責任者	建築グループ長 野添 勝徳
衛生管理者	不該当 〃
総括安全衛生管理者	〃

店社 常時使用する労働者数 ⇒ 100人以上の場合 ⇒ 総括安全衛生管理者を選任
⇒ 50人以上の場合 ⇒ 安全管理者、衛生責任者、産業医を選任
⇒ 10人以上50人未満の場合 ⇒ 安全衛生推進者を選任
R元.05.末現在 35名

危険又は有害要因の特定	重点実施事項	具体的実施事項	目標	担当者	実施上の留意点	R元年度安全活動 実施報告
1.本社・現場の安全衛生管理体制の不備による安全活動の不徹底	・安全衛生管理体制の確立・強化	【店社】 1.労働安全衛生にかかる社長訓話、各業務の連絡・調整など情報伝達会議として、安全週礼(毎週月曜日)・安全週礼(毎週月曜日)を実施。 会議内容は改めて全社員へ確実に周知する。 2.毎月1回社長パトロールの実施。 3.働き方改革の推進。 4.定期健康診断の実施。確実に受診できるように日程調整等のフォローアップの実施。	1.社内全体会議(安全週礼・朝礼・委員会)の情報伝達100% 2.社長自らが、毎月1回以上各現場を巡回し、安全管理状況の確認・評価を行う。 3.振休消化ゼロを目標に休暇の同月消化を奨励。年休5日以上取得の奨励。 4.健診未受診者ゼロ。 店社による社員の健康状態の確認・把握100%。	1.総務部 (安全週礼、安全朝礼) 1.安全管理室 (安全委員会) 2.社長 (安全管理室) 3.総務部 部門長・グループ長 4.総務部	1.原則 全員参加(現場担当者は参加に向けて現場調整する)。 2.今年度も毎月の店社パトロールを社長が率先して実施する。事業主又は職員にパトロール帯同参加してもらうため、現場担当者より通知・働きかけを積極的に行う。 3.振休消化、年休を取りやすい社内環境(部門内業務調整、働きかけ等)の整備。消化・取得状況の定期確認の実施。 4.健診受診100%の達成のため、各自の業務都合と医療機関との日程調整を細やかに行う。	1.社内の安全関係会議の出席率は、安全週礼(64%)・安全朝礼(76%)・安全委員会(75%)という結果。欠席者へは議事録を社内メールで送付し、全員に情報を伝達した。 2.社長による店社パトロールは毎月100%実施された。 3.振休消化・年休取得計画を提出させて、積極的取得を促した。(総務部) 4.全社員の健診スケジュール(日程表)が全員に通知され、計画通りに実施された。(令和元年7~9月期を中心に実施)
2.安全知識不足・現場安全情報周知不足による災害の発生	・安全衛生教育の計画的な実施	【店社】 1.安全に関する法令改正、監督機関及び店社からの指示・通達などの情報を全ての現場に確実に周知するために、「安全教育資料」を毎月発行する。 2.安全知識・技術の向上のため、安全衛生関連教育・訓練計画に基づき外部講習・資格取得等を実施する。 【現場】 現場安全情報の確実な伝達と安全意識を啓発するため。 3.現場安全衛生教育・指導の徹底。 4.新規入場者教育の確実な実施。	1.毎月15日までに翌月等の作成、配付を実施。 1・2を通して会社安全目標達成への全社員の意思統一がなされ、安全知識・意識の向上を図る。 3.毎月4時間以上の実施 4.新規入場者教育100%実施 3・4を通して現場安全情報の周知不足による災害発生ゼロ、法令遵守	・雇用管理責任者 ・店社安全衛生管理推進者(安全管理室) 3.4 ・現場代理人 (安全衛生責任・推進者)	1. 毎月月初めに安全法令改正、監督機関等からの通達(熱中症発症状況など)、災害発生などの情報確認を行い、タイムリーに情報が伝達されることに留意する。 2. 受講漏れ防止のため、安全関連外部講習と未受講者のデータ(総務部管理)を確認し、各部門担当責任者と業務上の必要性・緊急性等を協議して計画的に実施する。 3.4 工事特性(工事内容等)・現場環境等から想定される危険要素への対策の周知、類似する工事特性現場での災害事例等を用いた安全意識の啓発等を行う。また、実施記録の確実な作成・管理をする。	1.毎月発行を100%実施し、情報の伝達、共有化を図った。 2.毎月1日の「安全委員会」にて、安全に関する情報伝達等を逐次行った。 テーマを決めての「安全教育訓練」は実施していない。 3.各現場でそれぞれの工夫で実施されている。 2~3の現場では、労働安全衛生教育ビデオの視聴等の安全教育訓練が実施された。
3.不安全状態、不安全行動による災害の発生	・作業所での安全衛生活動の強化	【現場~毎作業日】 1.毎日の安全施工サイクルを確実に回す。 2.作業毎の適切な危険予知活動を実施する。 3.作業調整等を確実に履行し、現場安全管理上の元請責任を果たす。 4.現場巡回による現場内の危険要素の把握・に努め、危険の除去と是正指導を行う。	1.作業日毎の安全衛生活動を適切に履行することで無事故・無災害を達成する。 2.現場安全活動記録の作成・保管100%実施。 3.現場作業者全員の安全意識レベルの向上	1~4 ・現場代理人 (安全衛生責任・推進者)及び班長	1. 現場代理人から下請班長に積極参加を要請する。 2. 作業日毎の危険要素を確認・把握的対応を実施。 3. 元請の責務を認識し、現場の危険要素の排除に努める。 4. 打合通りの手順、安全ルールを遵守して作業が行われているか、場合により職員にも帯同してもらい、巡回・確認をする。指摘した事項は、再確認を確実に行う。 5. 1~4に関する実施記録の確実な作成と保管。	今期、現場での不体・休業災害の発生ゼロという結果からも、各現場で適切に安全衛生活動が実施されたと考える。 (R02.02.22 物損バッド事例1件あり~BHが横転し損傷)
4.安全活動のフォローアップ不足で生じる社内安全意識の低下	・全国運動等に連動した現場安全管理状況の再点検と安全意識の啓蒙 ・安全目標達成への決意表明と協力要請	全国運動に合わせて、現場安全の見直し・改善、安全教育等を実施する。 1.全国安全週間 準備月間 (6/1~6/30) 全国安全週間 本週間 (7/1~7/7) 2.全国労働衛生週間 準備月間(9/1~9/30) 全国労働衛生週間 本週間 (10/1~10/7) 3.建設業年末年始労働災害防止強調期間 (12/1~1/15) 4.建設業年度末労働災害防止強調期間 (3/1~3/31) 5.安全大会(6~7月)の開催	【店社】 1.全国安全週間(6月) 社長メッセージ発表・パトロール実施 安全大会で社長安全訓話 2.全国労働衛生週間(9月) 社長メッセージ発表 3.啓発ポスター等の配布 現場 ・各全国運動実施要綱に基づく現場安全活動を実施	【各運動期間中】 1~4【各運動期間・準備期間中】 ・各現場担当者は、現場内の安全再点検を行う。 ・安全管理室は、安全情報等の発信、啓発用品を各現場へ配布し、運動期間を契機として安全啓発を図る。 (全国運動期間中の社長メッセージ発表、パトロール実施) ・会社トップによる現場視察は、各現場の安全管理状況を把握し、指導することと同時に、社員及び協力会社に対して、当社の『安全重視』の姿勢を示し、更なる安全意識の啓蒙・浸透を図ることを目的に実施する。	1.安全大会を実施(R01.07.12(金) 参加者数 合計201名) 2.各全国安全運動のポスター、のぼりを各現場に配布し、掲示して安全啓発を行った。 3.毎月の店社パトロールとは別個に7月「全国安全週間」期間中にも社長パトロールを実施した。	
5.思い込み・確認不足によるミスの発生	・全ての業務において「先ず確認」の習慣化	1.時間不足による依り、慣れ・思い込みからの「確認不足」が最も事故やミスを生発しやすいこと「先ず確認」がその防止になることを繰り返し啓蒙する。	【先ず確認】の実践定着を図る。	・店社安全衛生管理推進者(安全管理室)	・継続して取組する	1.前記の安全大会にて無事故・無災害達成の決意を表明し、参加者に理解・協力を要請した。 1.会社独自の月間安全スローガンで繰り返し啓蒙を図った。

5. 令和 2 年度 (R02.06.01~R03.05.31)

坂口建設(株) 店社安全衛生管理計画書

承認	社長 安全衛生推進者	安全衛生推進者/ 土木工事 担当責任者	安全衛生推進者/ 土木工事 担当責任者	安全衛生推進者/ 建築工事 担当責任者
				





報告日 令和2年 6月 5日
改訂年月日 年 月 日

作成者


- 基本方針
- 安全法令、現場の基本ルール等の遵守徹底を図り、ヒューマンエラーによる三大災害(墜落・転落、重機、崩壊・倒壊)及び第三者災害の発生“ゼロ”を目指します。
 - リスク評価や安全対策など安全に関する知識や技術の向上を図るとともに、協力会社とのコミュニケーションを更に強化しながら、協働して安全で快適な職場環境の構築に努めます。
 - 交通法規・運転マナーを守り、「ゆとり運転」「予測運転」を実践する地域の模範となる運転を心掛けて、交通違反・事故“ゼロ”を目指します。
 - 全ての業務において『先ず! 確認』を実践します。

役職名	氏名
安全衛生推進者	代表取締役 松岡 重孝
雇用管理責任者	〃
土木工事担当責任者	総括本部長 中山 雄二
〃	土木グループ長 加木 信作
建築工事担当責任者	建築グループ長 野添 勝徳
衛生管理者	不該当 〃
総括安全衛生管理者	〃

店社 常時使用する労働者数 ⇒ 100人以上の場合 ⇒ 総括安全衛生管理者を選任
 ⇒ 50人以上の場合 ⇒ 安全管理者、衛生責任者、産業医を選任
 ⇒ 10人以上50人未満の場合 ⇒ 安全衛生推進者を選任
 R02.05.未現在 35名

危険又は有害要因の特定	重点実施事項	具体的実施事項	目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点
					6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
1.本社・現場の安全衛生管理体制の不備による安全活動の不徹底	・安全衛生管理体制の確立・強化 ・コロナ感染集団発生防止(予防用品の配布)	【店社】 1.労働安全衛生にかかる社長訓話、各業務の連絡・調整など情報伝達会議として、安全週礼(毎週月曜日) 安全朝礼・安全委員会(毎月1日)を実施。会議内容は改めて全社員へ確実に周知する。 2.毎月1回社長ハトロールの実施。 3.働き方改革の推進。 4.定期健康診断の実施。確実に受診できるよう日程調整等のフォローアップの実施。 5.コロナ感染予防衛生用品(除菌スプレー他)の本社・現場での配布等。 コロナ関連情報の社員への周知徹底	1.社内全体会議(安全週礼・朝礼・委員会)の情報伝達率100% 2.社長自らが、毎月1回以上各現場を巡視し、安全管理状況の確認・評価を行う。 3.振休ゼロを目標に振休の同日消化を奨励。年休5日以上取得の奨励。 4.健診未受診者ゼロ。店社による社員の健康状態の確認・把握100%。 5.本社・現場でのコロナ感染の発生ゼロ	1.総務部(安全週礼、安全朝礼) 1.安全管理室(安全委員会) 2.社長(安全管理室) 3.総務部 部門長・グループ長 4.5.総務部		1.原則 全員参加(現場担当者は参加に向けて現場調整する。) 1-2.議事録を作成し、社内メールで全社員へ周知する。 2.今年度も毎月の店社ハトロールを社長が率先して実施する。事業主又は職長にハトロール帯同参加してもらうため、現場担当者より通知・働きかけを積極的に実施してもらう。 3.振休消化、年休を取り易い社内環境(部門内業務調整、働きかけ等)の整備。消化・取得状況の定期確認の実施。 4.健診受診100%の達成のため、各自の業務都合と医療機関との日程調整を細やかに行う。 5.除菌用品の定期的な確認と補充を行う。											
2.安全知識不足・現場安全情報周知不足による災害の発生	・安全衛生教育の計画的な実施	【店社】 1.安全に関する法令改正、監督機関及び店社からの指示・通達などの情報を全ての現場に確実に周知するために、「安全教育資料」を毎月発行する。 2.安全知識・技術の向上のため、安全衛生関連教育・訓練計画に基づき外部講習・資格取得等を実施する。 【現場】 現場安全情報の確実な伝達と安全意識を啓発するため。 3.現場安全衛生教育・指導の徹底。 4.新規入場者教育の確実な実施。	1.毎月15日までに翌月号の作成、配付を実施。 1・2を通して会社安全目標達成への全社員の意思統一がなされ、安全知識・意識の向上を図る。 3.毎月4時間以上の実施 4.新規入場者教育100%実施 3・4を通して現場安全情報の周知不足による災害発生ゼロ、法令遵守	・雇用管理責任者 ・店社安全衛生管理・推進者(安全管理室) 3.4 ・現場代理人(安全衛生責任・推進者)		1.毎月月初めに安全法令改正、監督機関等からの通達(熱中症発症状況など)、災害発生などの情報確認を行い、タイムリーに情報が伝達されることに留意する。 2.受講漏れ防止のため、安全関連外部講習と未受講者のデータ(総務部管理)を確認し、各部門担当責任者と業務上の必要性・緊急性等を協議して計画的に実施する。 3.4 工事特性(工事内容等)・現場環境等から想定される危険要素への対策の周知、類似する工事特性現場での災害事例等を用いての安全意識の啓発等を行う。また、実施記録の確実な作成・管理をする。											
3.不安全状態、不安全行動による災害の発生	・作業所での安全衛生活動の強化	【現場~毎作業日】 1.毎日の安全施工サイクルを確実に回す。 2.作業毎の適切な危険予知活動を実施する。 3.作業間調整等を確実に履行し、現場安全管理上の元請責任を果たす。 4.現場巡視による現場内の危険要素の把握・に努め、危険の除去と是正指導を行う。	1.作業日毎の安全衛生活動を適切に履行することで無事故・無災害を達成する。 2.現場安全活動記録の作成・保管100%実施。 3.現場作業者全員の安全意識レベルの向上	1.~4. ・現場代理人(安全衛生責任・推進者)及び職長		1.現場代理人から下請職長に積極参加を要請する。 2.作業日毎の危険要素を確認・把握し的確な対策を実施。 3.元請の責務を認識し、現場の危険要素の排除に努める。 4.打合通りの手順、安全ルールを遵守して作業が行われているか、場合により職長にも帯同してもらい、巡視・確認をする。指摘した事項は、再確認を確実にを行う。 5.1.~4.に関する実施記録の確実な作成と保管。											
4.安全活動のフォローアップ不足で生じる社内安全意識の低下	・全国運動等に連動して現場安全管理状況の再点検と安全意識の啓蒙 ・安全目標達成への決意表明と協力要請	全国運動に合わせて、現場安全の見直し・改善、安全教育等を実施する。 1.全国安全週間 準備月間 (6/1~6/30) 全国安全週間 本週間 (7/1~7/7) 2.全国労働衛生週間 準備月間(9/1~9/30) 全国労働衛生週間 本週間 (10/1~10/7) 3.建設業年末年始労働災害防止強調期間(12/1~1/15) 4.建設業年度末労働災害防止強調月間(3/1~3/31) 5.コロナ感染予防のため、安全大会の開催を中止する代わりに、安全活動資料を配布して周知する。	【各運動期間中】(周知・安全備品配布) 安全管理室 (社長/ハトロール同行) ・店社安全衛生管理・推進者・土木・建築グループ長 5.無事故・無災害達成への理解・協力を取り付ける。		1.~4.【各運動期間・準備期間中】 ・各現場担当者は、現場内の安全再点検を行う。 ・安全管理室は、安全情報等の発信、啓発備品を各現場へ配布し、運動期間を契機に安全啓発を図る。(全国運動期間中の社長メッセージ発表、ハトロール実施) ・会社トップによる現場視察は、各現場の安全管理状況を確認し、指導することと同時に、社員及び協力会社に対して、当社の『安全重視』の姿勢を示し、更なる安全意識の啓蒙・浸透を図ることを目的に実施する。 5.社員・協力会社からの安全活動への理解と協力を得るには、先ず、会社トップの安全目標達成への決意を示すことが重要。												
5.思い込み・確認不足によるミスの発生	・全ての業務において「先ず確認」の習慣化	【先ず確認】の実践定着を図る。		・店社安全衛生管理・推進者(安全管理室)		・継続して取り組む。											

資料-1. 2019（令和元）年 全国の労働災害発生状況

（R2年5月厚生労働省発表 R元年労災発生状況確定値より）

災害種別		年度		平成31・令和元年 (1月～12月)		平成30年 (1月～12月)		平成29年 (1月～12月)		対30年比較		対29年比較	
		被災者数 (人)	構成比 (%)	被災者数 (人)	構成比 (%)	被災者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)		
休業災害 <small>（休業4日以上）</small>	全産業	124,766	100.0	126,420	100.0	119,482	100.0	▲ 1,654	▲ 1.3	5,284	4.4		
	建設業	14,914	12.0	15,065	11.9	14,806	12.4	▲ 151	▲ 1.0	108	0.7		
死亡災害	全産業	845	100.0	909	100.0	978	100.0	▲ 64	▲ 7.0	▲ 133	▲ 13.6		
	建設業	269	31.8	309	34.0	323	33.0	▲ 40	▲ 12.9	▲ 54	▲ 16.7		
死傷災害 <small>（休業・死亡合計数）</small>	全産業	125,611	100.0	127,329	100.0	120,460	100.0	▲ 1,718	▲ 1.3	5,151	4.3		
	建設業	15,183	12.1	15,374	12.1	15,129	12.6	▲ 191	▲ 1.2	54	0.4		

1. 建設業での「休業災害」は、ここ数年15,000人前後で推移。

●2019年は全産業、建設業の「休業災害」被災者数は、ともに前年より減少しました。

しかし、全産業の平成20年代前半の被災者数は約114,000人でしたので、まだ10,000人近く多い状況です。建設業での被災者数は、年々減少しているものの、ここ数年間は15,000人前後で停滞しています。

2. 建設業の「死亡災害」は、初めて300人を下回る269人。

●産業全体の「死亡災害」は、前年より64人（7.0%）少ない845人で、初めて900人台を下回りました。

建設業も前年より40人（12.9%）少ない269人で、こちらも初めての200人台まで減少しました。

「死亡災害」は年々減少傾向にあり、建設業での被災者数は、依然として産業全体の3割以上を占めてトップ。

資料-2. 2019（R元）年 宮崎県内建設業労災発生状況（最終確定値）宮崎労働局発表

県内4つ（宮崎、延岡、都城、日南）の労働基準監督署別のR元年労災発生状況

宮崎県内 建設業 業種別・監督署別		宮崎県全体			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
		R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減
死傷（休業+死亡）災害合計		180	198	18	68	94	26	53	55	2	51	37	-14	8	11	3
休業災害 (休業4日以上)	休業災害合計	179	193	14	68	92	24	52	53	1	51	37	-14	8	11	3
	土木工事	53	72	19	20	33	13	14	21	7	15	13	-2	4	5	1
	建築工事	85	82	-3	31	38	7	27	19	-8	25	19	-6	2	6	4
	内（木造建築等）	32	25	-7	12	10	-2	14	5	-9	5	7	2	1	3	1
	その他の建設業	41	39	-2	17	21	4	11	13	2	11	5	-6	2	0	-2
死亡災害	死亡災害合計	1	5	4	0	2	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	土木工事	0	3	3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	建築工事	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内（木造建築等）	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の建設業	1	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

増加

減少

令和元年 宮崎県内の建設業関連の労災発生数は、前年より大幅に増加。

県内建設業での「休業災害」被災者数は193人、前年より14人増加しました。「死亡災害」も前年の1人から5人が被災されており、県内建設業の休業・死亡災害は、ともに被災者数が大幅に増加しています。

- 監督署別では、都城署管内のみが死亡ゼロ、休業も14人減少と改善した一方で、その他すべての管内で死亡・休業災害ともに増加していて、特に、宮崎署管内は被災者数が26人（約40%）も増加しています。
- 業種別では、土木工事で休業が19人、死亡で3人も増加しています。いずれも宮崎署管内での増加が大きく反映したものです。建築工事は、宮崎・日南署管内で11人増加しましたが、延岡・都城署管内では14人減少したことで、県全体では辛うじて3人の減少になっています。（死亡災害数は昨年と同じ）

県内建設業の労災発生の傾向は、エリア・業種ともに1年毎の「減少」と「増加」の繰返しが特徴です。前年に「増加」した分野では、監督署の指導の強化などのためか「減少」に転じますが、その翌年には、また、「増加」しているという状況です。このような状況から脱却するには、監督署向けの安全活動ではなく、「減少」した翌年こそ、更に「安全意識」を高めて活動への自主的な取り組みが必要ではないかと思えます。

資料-3. 2019 (R元) 年 建設業の労働災害発生傾向 (全国)

使用データ
厚生労働省 職場のあんぜんサイト
「労働災害統計」より

① 休業災害 (休業4日以上死亡者を除く) 発生型別・起因別・起因したモノ・場所

①2019年1月～12月 休業災害 発生型別 被災者数 (全国建設業) ◎各項目 順位の色区分 1位 2位 3位

業種	事故型	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計	業種別割合	業種別上位発生型		
		墜落・転落	巻き込まれ	転倒	飛来・落下	切れ・擦れ	激突され	激突	(交通事故)	崩壊・倒壊	その他の発生型			①墜落・転落	②はさまれ・巻き込まれ	③転倒
建設業全体		5,061	1,677	1,583	1,413	1,239	810	694	520	435	1,482	14,914	100%	①墜落・転落 5,061人 33.9%	②はさまれ・巻き込まれ 1,677人 11.2%	③転倒 1,583人 10.6%
土木工事	道路建設工事	148	108	83	84	41	81	37	42	22	77	723	24.9%	①墜落・転落 900人 (24.2%)	②はさまれ・巻き込まれ 584人 (15.7%)	③転倒 428人 (11.5%)
	河川土木工事	43	29	20	19	12	17	5	3	7	18	173				
	砂防工事	28	12	13	7	4	7	1	1	3	5	81				
	土地整理土木	61	48	29	23	20	22	13	10	11	33	270				
	上下水道	47	58	33	22	12	28	11	13	19	18	261				
	その他土木	573	329	250	226	170	182	116	89	58	217	2,210				
小計		900	584	428	381	259	337	183	158	120	368	3,718				
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	849	266	236	229	153	107	118	76	78	197	2,316	55.6%	①墜落・転落 3,242人 (39.1%)	②転倒 827人 (10.0%)	③切れ・こすれ 783人 (9.4%)
	木造家屋建築	945	115	190	192	317	84	94	36	44	170	2,189				
	建築設備工事	250	55	70	57	50	22	23	35	26	84	674				
	その他の建築工事	1,198	296	331	301	263	110	132	73	88	315	3,113				
	小計	3,242	732	827	779	783	323	367	220	236	766	8,292				
その他の建設	電気通信工事	201	49	68	24	25	27	22	55	11	76	558	19.5%	①墜落・転落 919人 (31.6%)	②はさまれ・巻き込まれ 361人 (12.4%)	③転倒 328人 (11.3%)
	機械器具設置	140	88	59	52	27	26	27	28	13	59	519				
	その他の建設	578	224	201	177	145	97	95	59	55	196	1,827				
	小計	919	361	328	253	197	150	144	142	79	331	2,904				

①発生型別

●業種別の休業災害発生割合

土木25% 建築55% その他20%
3,718人 8,292人 2,905人

●建設業全体の休業災害発生型別

TOP3

1. 墜落・転落 5,061人 33.9%
2. はさまれ・巻き込まれ 1,677人 11.2%
3. 転倒 1,583人 10.6%

②起因物別

1. 仮設・建築物等 (建物・足場・通路等) 4,347人 29.1%
 2. 用具 (はしご・脚立・工具類) 1,974人 13.2%
 3. 材料 (金属・木材・石砂等) 1,731人 11.6%
- ※土木工事の2位は建設機械等 (掘削・整地・運搬等) が入っています。

③起因したモノ・場所

1. はしご・脚立等 1,616人 10.8%
2. トラック 1,085人 7.3%
3. 金属材料 945人 6.3%

※ 全ての業種で墜落・転落災害の発生数が突出していますが、業種特性・工事内容により発生型別の順位に多少違いがあります。

※ 休業災害の原因となったモノ・場所では、はしご・脚立が最多でした。
また、建築工事では高所から落ちて被災するケースが多く、土木工事では建設機械・トラック等との接触等による災害が多く発生しています。

② 死亡災害

①2019年1月～12月 死亡災害 発生型別 被災者数 (全国建設業)

◎各項目 順位の色区分 1位 2位 3位

業種	事故型	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計	業種別割合	業種別上位発生型		
		墜落・転落	崩壊・倒壊	交通事故 (道路・その他)	激突・激突され	飛来・落下	巻き込まれ	高温・低温の物との接触 (熱中症等)	転倒	おぼれ	その他					
建設業全体		110	34	28	27	18	16	10	6	4	16	269	100%	①墜落・転落 110人	②崩壊・倒壊 34人	③交通事故 28人
		40.9%	12.6%	10.4%	10.1%	6.7%	6.0%	3.7%	2.2%	1.5%	5.9%			40.9%	12.6%	10.4%
土木工事	道路建設工事	6	2	3	1	2	3	1	1	0	1	20	33.6%	①墜落・転落 25人 (28.8%)	②崩壊・倒壊 18人 (20.0%)	③激突され 15人 (16.7%)
	河川土木工事	2	0	1	3	2	0	0	0	1	2	11				
	砂防工事	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3				
	土地整理土木	0	2	2	2	0	1	1	0	0	0	8				
	上下水道	3	5	1	2	0	0	0	1	0	0	12				
	その他土木	13	8	4	6	1	2	0	0	2	0	27				
小計		25	18	11	15	5	6	2	2	3	3	90				
		27.8%	20.0%	12.2%	16.7%	5.6%	6.7%	2.2%	2.2%	3.3%	3.3%					
建築工事	鉄骨・鉄筋家屋	17	5	2	2	3	2	0	2	0	2	35	46.3%	①墜落・転落 67人 (53.6%)	②倒壊・崩壊 13人 (10.4%)	③飛来・落下 10人 (8.0%)
	木造家屋建築	21	1	2	0	2	1	0	1	0	1	29				
	建築設備工事	4	1	1	0	0	0	0	0	0	2	8				
	その他の建築工事	25	6	4	4	5	1	5	0	0	3	53				
	小計	67	13	9	6	10	4	5	3	0	8	125				
		53.6%	10.4%	7.2%	4.8%	8.0%	3.2%	4.0%	2.4%	0.0%	6.4%					
その他の建設	電気通信工事	3	0	3	1	3	1	0	0	0	3	14	20.1%	①墜落・転落 18人 (33.3%)	②交通事故 8人 (14.8%)	③激突・激突され はさまれ・ 巻き込まれ 各6人 (11.1%)
	機械器具設置	4	2	1	0	0	0	0	0	1	0	8				
	その他の建設	11	1	4	5	0	5	3	1	0	2	32				
	小計	18	3	8	6	3	6	3	1	1	5	54				
		33.3%	5.6%	14.8%	11.1%	5.6%	11.1%	5.6%	1.9%	1.9%	9.3%					

①発生型別

●業種別の死亡災害発生割合

土木34% 建築46% その他20%

●建設業全体の死亡災害発生型別

TOP3

1. 墜落・転落 110人 40.9%
2. 崩壊・倒壊 34人 12.6%
3. 交通事故 28人 10.4%

※死亡災害発生型別の上位3位までの被災者合計は172名で、昨年の死亡災害全体の約64%を占めています。

②③起因物・場所別

1. 仮設・建築物等 (建物・足場・通路等) 91人33.8%
2. 環境等 (地山・岩石・立木、熱中症等) 42人15.6%
3. 建設機械等 (掘削・解体・高所作業車) 31人11.5%

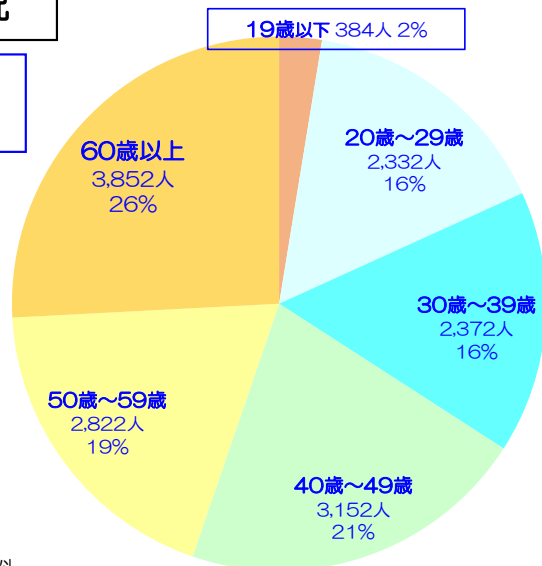
※ 死亡災害に被災された方のうち、その多くが、
 ・高い場所から落ちる
 ・土砂・岩石・木等自然物に当たる
 ・重機・車両等と接触・挟まれる
 などによって被災されていることがデータから明らかになっています。

※ 死亡災害は、休業災害の延長線上にある (休業災害の結果) と言えます。

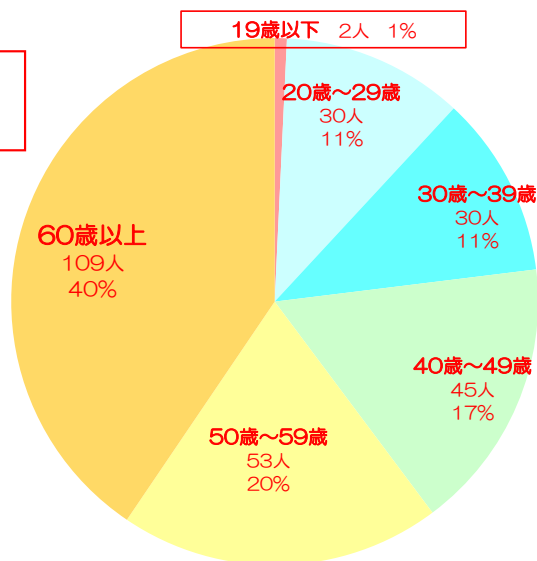
まずは被災しないようにすることが、一番ですので、②③のデータで上位に来ているモノ・場所では、安全意識をより高めて、リスクへのアンテナを目一杯張りながら作業することを心掛けましょう。

③ 年代別被災状況


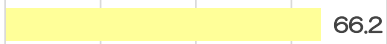
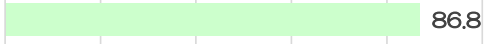

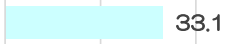

1. 休業災害
被災者数



2. 死亡災害
被災者数



就業者数データ H28年 国交省資料
「建設業及び建設工事従事者の現状」より

3. 建設業 年代別就業者数 (万人)	就業者 割合	休業災害 被災割合	死亡災害 被災割合	就業者数と労災被災状況の特徴
60歳以上 	24%	26%	40%	40歳代の次に就業者数が多い年代ですが、休業災害は全体の4分の1、死亡災害は5分の2を占め、他の年代と比べ被災割合が突出して高くなっています。現場経験値（安全知識・リスク等と接した場数）が豊かなベテランの多くいる年代でもありますが、身体機能の衰えを伴った一部の人にとって、現在の労働環境は経験値だけではカバーし切れない、適応の難しいものとなっていることが推察されます。
50～59歳 	20%	19%	20%	就業者割合と労災被災割合がほぼ同じになり、被災する割合が40歳代より上がっています。30～40歳代の頃に出来ていた行動が徐々に難しくなる身体的な衰えが始める頃でもあるため、自分の体力の低下に気付かず（体力に対する過信）、同じ行動を取ろうとしたことで被災されているケースも十分に考えられます。
40～49歳 	26%	21%	17%	就業者割合に対して休業災害・死亡災害の被災割合がいずれも低くなっています。
30～39歳 	19%	16%	11%	この年代は、身体的にも問題が無く、現場経験値もかなり蓄積されている、心技体ともに充実した年代と言えます。現場リスクへの対応力・回避能力もバランスよく備わっている年代であるために、労災被災割合を低くしていると考えられます。
20～29歳 	10%	16%	11%	就業者割合に対して休業災害被災割合が少し高くなっています。身体機能的にはピークの年代であること。そこにある程度の現場経験が蓄積されて来ると、慣れや過信からくる不安全行動を起こし易いということも被災割合が高くなっている理由としてあるかも知れません。
19歳以下 	1%	2%	1%	就業者数、労災被災率ともになすかな割合。休業災害被災割合が少し高いのは、現場経験値の絶対的な少なさからくるものだと思います。

④「エイジフレンドリー」な労働環境の整備

前項で建設業の「年代別労災被災状況」について触れましたが、建設業に限らず全産業で60歳以上の高年齢労働者が労働災害に被災する割合が大きくなっています。

その理由1. 高年齢労働者数の増加。わずか10年前の1.5倍以上に増加。



一昔前までは、大半の労働者は60歳ころまでに定年引退し、後継に道を譲るという流れでした。しかし、長年、日本産業の労働力の中心を担ってきた「団塊の世代」と呼ばれる昭和20年代前半生まれの方々が70歳を超え、大量にリタイヤする時期を迎えたことに加え、少子化に伴って人口の減少や人口構造の変化とが重なり、産業全体の労働力不足という問題が生じて来ました。一方で、健康寿命が伸びたことにより、まだまだ働き続けたい、続けられるという60歳以上の高年齢労働者も大勢いるようになりました。この2つの状況が丁度マッチングし、人手不足を補う戦力として高年齢労働者が増加するという状況が生まれています。

その理由2. 現在の労働環境は、身体機能が低下した高齢な労働者が安全に働ける環境とは言えない。

これまでは労働者が高年齢に達すると大半がリタイヤしていましたが、現在の労働環境は、高年齢労働者が働くことを想定して出来てはいないと思われます。そこに大勢の高年齢労働者が働き続けるようになったことから、身体機能が低下して来ている一部の人のにとっては、今の労働環境に適応しにくい・出来ない部分があることで労働災害に被災されている可能性があること。

その理由3. 身体機能が衰えてくる高年齢労働者は、若年層に比べて労災に被災し易い。

また、被災すると、より重い症状・ダメージを受け易いこと。回復が遅く、休業期間が長引くことなど。の特徴があります。

このような現状を踏まえて、厚生労働省は、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定し、公表しています。これは、従来の安全な労働環境づくりに、高齢の労働者でも安全・安心して働けるかどうかという視点を加えて労働環境を整備するためのガイドラインです。

高年齢労働者の身体的な衰えには、①視力・聴力の低下 ②筋力（脚力・腕力等）の低下 ③持病（高血圧・糖尿病ほか慢性・基礎疾患） ④瞬発力・反射神経の低下 ⑤体の柔軟性の低下 ⑥基礎体力の低下 など様々あります。

これらを踏まえた労働環境を整備していく取組が必要になって来ています。

例えば、設備面では、現在の照明の明るさは①視力の低下した高齢労働者にとっても十分か？ 階段ステップは②筋力の低下した人も安全に昇降できる高さであるか？など。また、労働者の健康管理面では、高年齢者に多く見られる③持病や④～⑥の身体機能の低下の状況を把握し、それぞれの健康状態に見合う業務の提供（配置）を検討していくことなどです。

建設業は、全産業の中で死亡災害被災者が最も多く、労災に被災する確率が非常に高い産業の一つです。

また、多くの60歳以上の高年齢労働者が現役を続けて建設業を支えていることから、年代別の就業者数では2番目に多い年代となっていることや、建設業の死亡災害被災者の4割を高年齢労働者が占めているという状況があります。

建設業こそが、高年齢労働者の安全と健康確保について、いち早い取組が必要な産業ではないかと思われます。

資料-4. 令和2年5月末時点の宮崎県内建設業での労災発生状況

宮崎県内 建設業 業種別・監督署別		宮崎県全体			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
		R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減	R01	R02	増減
死傷（休業＋死亡）災害合計		69	69	0	29	30	1	19	16	-3	16	20	4	5	3	-2
休業災害 (休業4日以上)	休業災害合計	67	66	-1	28	28	0	19	16	-3	16	19	3	4	3	-1
	土木工事	22	25	3	9	11	2	4	6	2	8	7	-1	1	1	0
	建築工事	32	25	-7	13	6	-7	9	7	-2	7	10	3	3	2	-1
	内（木造建築等）	8	12	4	2	3	1	2	3	1	3	4	1	1	2	1
	その他の建設業	13	16	3	6	11	5	6	3	-3	1	2	1	0	0	0
死亡災害	死亡災害合計	2	3	1	1	2	1	0	0	0	0	1	1	1	0	-1
	土木工事	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	-1
	建築工事	1	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内（木造建築等）	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

増加

減少

- 今年1月～5月までは 県内建設業での労働災害は、**昨年同期とほぼ同数**で推移
但し、業種・監督署毎に見ると、発生数の増減にはバラツキがあります。

- ① 今期までの死傷災害（休業・死亡）の発生は、休業災害66人、死亡災害3人の計69人。
- ② 労基監督署別では、都城署管内は前年同期より死亡1、休業3の計4人の増加と全体的に悪化しています。
延岡署・日南署ではわずかに減少。宮崎署は土木・建築で休業災害の発生数増減に格差があるものの、合計は昨年と同数。死亡災害は建築工事で1名増の2人。
- ③ 業種別では、休業災害が土木・その他の建設業で各3人の増加、建築工事は都城署以外で減少（特に 宮崎署で7人減）して県全体で7人の減少。ただし木造建築は逆に4人増加しています。
死亡災害は、都城署管内の土木工事で1人、宮崎署管内の建築工事で2人の計3人と1人増加しています。
- ④ 県全体としては、休業災害は土木・その他の建設業で若干増え、建築工事は大きく減少（但し、木造建築は県内各署とも1名の増加）。死亡災害は1人増加しているという状況になっています。

資料では、前年及び今年5月までの労働災害発生状況を紹介しました。

現場に潜むリスクは、それぞれの現場の立地環境、作業内容や働く人、使用する機械、また天候や季節、時間等によっても異なることから、それらを総合的に判断して、対策を図る必要があります。

特に今年は、高年齢労働者への配慮・対応、これから本番の夏場の熱中症予防、更には、コロナウィルス感染予防という新たな対策も必要になって来たことから、「働く人の健康状態の把握」が重要な活動のひとつになって来ると思われます。

もともと、現場の安全を確保し、労災防止の取組をする上で基本となるのは、そこで働くひとり一人の心構え(安全意識)に尽きると思いますので、全員がこの認識を共有して安全活動を行っていただくようお願いいたします。

令和2年度も

『無事故・無災害』の達成に向け

現場安全活動へのご理解とご協力を

よろしくお願い致します